

## 事業概要

## 1 内 容

福祉・介護職員の処遇改善を図るため、当該職員に対して2%程度の賃金改善を行う介護サービス施設・事業所及び障害福祉サービス施設・事業所に対し、賃金改善を行うために必要な費用を交付する。

区分	介護施設	障害者施設
対象施設・事業所	介護職員等ベースアップ等支援加算を取得している事業所	福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を取得している事業所
対象職種	介護職員等	障害福祉職員等
対象期間	令和6年2月～5月	
交付額	一月当たり報酬総額×交付率 サービス種別により1.4%～0.3%	一月当たり報酬総額×交付率 サービス種別により2.1%～0.7%
事業の流れ	対象施設・事業所【申請(計画書提出)】 県【受付、審査(計画書確認)、交付対象施設・事業所リスト作成】 国保連【交付額算出】 県【支払い】、国保連【交付額の通知】 対象施設・事業所	
想定件数	法人数：約7,300件(介護5,800、障害1,500) 事業所数：約20,000件(介護13,000件、障害7,000件) サービス数：約50,000件(介護40,000件、障害10,000件)	

## 2 交付スケジュール(想定) (繰越承認を受けた場合)

実施期間(予定)	内 容
契約締結日～令和6年10月31日 (木)	施設等からの申請の受付・審査(申請書や添付書類のチェック)、交付対象施設等リストの作成等の業務(施設等への問い合わせを含む)
令和6年8月1日(木)～令和6年12月31日(火)	施設等からの実績確認等の業務(施設等への問い合わせを含む)
令和6年10月1日(火)～令和7年1月31日(金)	精算・返還金の督促等の業務(施設等への問い合わせを含む)